

兵庫県公報

平成28年3月22日 火曜日 第2783号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示		ページ
○ 神戸国際港都建設道路事業の認可（道路街路課）	1
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	1
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 篠山都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	3
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	3
○ 土地区画整理事業の換地処分完了の届出（同）	4
○ 道路の位置指定（建築指導課）	4
○ 総合治水条例に基づく指定雨水貯留浸透施設の指定（阪神北県民局）	4
○ 同 上（同）	4
公 告		
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	5
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	6

告 示

兵庫県告示第286号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。
平成28年3月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.5.85号東山菊水線
- 3 事業施行期間
平成28年3月22日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
神戸市兵庫区湊川町9丁目及び湊川町10丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年3月22日から供用を開始する。

その関係図面は、平成28年3月22日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年3月22日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 香 住 村 岡 線	美方郡香美町香住区香住字本屋敷1649番1 から 同 郡同 町香住区香住字五反田902番2 まで	旧	8.0から 43.0まで	1,021.0	
	美方郡香美町香住区余部字ヤガミ1066番1 から 同 郡同 町香住区香住字五反田902番2 まで	新	5.0から 108.0まで	7,736.0	起点 変更



兵庫県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年3月22日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成28年3月22日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 4 2 7 号	多可郡多可町中区岸上字蔵森224番34から 同 郡同 町中区天田字松尾300番15まで	旧	13.0から 119.0まで	62.0	
		新	13.0から 30.0まで	62.0	



兵庫県告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年3月22日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成28年3月22日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 網 干 た つ の 線	揖保郡太子町吉福字西川原261番1から たつの市揖保町東用字堂場元907番まで 揖保郡太子町吉福字西川原261番13から たつの市揖保町東用字堂場元892番2まで	旧	4.0から 11.0まで	1,179.0	
			7.0から 39.0まで	1,460.0	
	揖保郡太子町吉福字西川原261番13から たつの市揖保町東用字堂場元892番2まで	新	7.0から 39.0まで	1,460.0	



兵庫県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年3月22日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成28年3月22日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 1 7 8 号	美方郡香美町香住区香住字日ケ下1176番5 から 同 郡同 町香住区余部字ヤガミ1066番1 まで	旧	5.0から 108.0まで	7,735.0	



兵庫県告示第291号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
篠山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
篠山都市計画下水道事業篠山市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和51年3月16日から平成30年3月31日まで
変更後 昭和51年3月16日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第292号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、加東市天神東袴鹿谷土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日
組 合 の 名 称 加東市天神東袴鹿谷土地区画整理組合
事務所の所在地 加東市社50番地（加東市役所内）
設立認可の年月日 平成20年2月20日
- 2 事業計画の変更の内容
事業施行期間
変更前 平成20年3月4日から平成28年3月31日まで
変更後 平成20年3月4日から平成31年3月31日まで

3 変更認可の年月日
平成28年 3月 8日



兵庫県告示第293号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、宝塚市から阪神間都市計画事業中筋 J R北土地区画整理事業の換地処分完了の届出があった。

平成28年 3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業の名称及び施行者の名称

事業の名称 阪神間都市計画事業中筋 J R北土地区画整理事業

施行者の名称 宝塚市



兵庫県告示第294号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成28年 3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H27但馬位置 0005号	28. 3. 8	豊岡市中陰字上ツノベ486番の一部	5.00	35.00



兵庫県告示第295号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第22条の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定する。

平成28年 3月22日

阪神北県民局長 多 木 和 重

- 1 指定する土地等の所在地
三田市狭間が丘1丁目1番1
- 2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
 - (1) 土地又は建物若しくは工作物の別
土地
 - (2) 用途
県立北摂三田高等学校校庭
- 3 指定する土地等の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 名称
兵庫県
 - (2) 住所（主たる事務所の所在地）
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
 - (3) 代表者の氏名
井 戸 敏 三
- 4 指定する理由
阪神西部地域内武庫川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第296号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第22条の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定

する。

平成28年 3月22日

阪神北県民局長 多 木 和 重

- 1 指定する土地等の所在地
三田市ゆりのき台 3丁目 4番
- 2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
 - (1) 土地又は建物若しくは工作物の別
土地
 - (2) 用途
県立三田西陵高等学校校庭
- 3 指定する土地等の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 名称
兵庫県
 - (2) 住所（主たる事務所の所在地）
神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号
 - (3) 代表者の氏名
井 戸 敏 三
- 4 指定する理由
阪神西部地域内武庫川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成28年 3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）ダイレックス王子店
所在地 小野市王子町157-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 ダイレックス株式会社
住所 佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
代表者の氏名 貞 方 宏 司
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 ダイレックス株式会社
住所 佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
代表者の氏名 貞 方 宏 司
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年11月 2日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,647平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
65台
 - (2) 駐輪場の収容台数
48台

- (3) 荷さばき施設の面積
120平方メートル

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
23.9立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
ダイレックス株式会社	午前9時	午後9時45分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成28年3月1日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
平成28年3月22日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成28年7月22日
- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町北野添二丁目1604番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
大阪市中央区農人橋二丁目1番36号ピップビル
大和リース株式会社 代表取締役 森 田 俊 作
- 3 許可年月日及び許可番号
平成27年4月7日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-1号（27播磨）